

生駒市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、生駒市の道路反射鏡設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適切な運用を図り、もって歩行者及び車両等の交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「道路反射鏡」とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号の車両又は、歩行者を確認するための鏡をいう。

2 この基準において「車両」とは、自動車、原動機付自転車、自転車その他の道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

3 この基準において「道路」とは、市道、県道、国道等の公道とする。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ市長が交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- (1) 湾曲部又は屈曲部において、車両が安全に走行するために必要な直接目視により見通すことができる距離（以下「見通し距離」という。）が確保できないと認められる場合、別図1の例による場所。
- (2) 信号機が設置されていない交差点において、他の道路との交差点の隅切りが3メートル未満で、かつ当該道路の隣接地に構造物があり見通し距離が確保できないと認められる場合、別図2の例による場所。
- (3) 前各号に掲げる以外の場所で、見通し距離の確保が困難と認められる場合、市長が必要と認める場所。

(設置場所)

第4条 道路反射鏡の設置場所は原則として、市道、県道、国道等の公道とする。

2 道路の幅員、構造等により公道上に設置できない場合は、私有地の土地所有者の承諾書をもって設置できる。

3 道路の幅員、構造等により公道上に設置できない場合は、既存の電気事業管理者等が設置している電柱等に、当該事業者等の許可を得て、設置できる。

(留意事項)

第5条 道路反射鏡の設置又は移設の場所の選定に当たり留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路形状等の立地条件を考慮し、見通し距離が確保できるなど、設置効果が十分に得られると認められること。
- (2) 設置箇所に隣接する土地、建物等の利用の妨げとならないこと。

(設置者及び費用負担)

第6条 市は、第3条又は、第4条の規定に該当する場合には、道路反射鏡を予算の範囲内で設置し、管理するものとする。

- 2 市以外の者が設置した道路反射鏡であつて、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、市がその管理を行うことができる。
- 3 開発行為により、事業者負担で設置された道路反射鏡については、検査後帰属し、以後市で管理する。
- 4 市以外の者が第3条又は、第4条の規定に該当し、道路反射鏡の設置を要望する場合は、設置場所の自治会等代表者から市長あてに要望者を提出するものとする。
- 5 市の管理する道路反射鏡の移設を希望する者は、市と協議の上、市長の承認を得て、当該移設を希望する者の費用負担により移設を行うことができる。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、市が当該移設を行うものとする。
- 6 市長は、故意又は、過失により道路反射鏡を損傷し、又は滅失させた者があるときは、その者の負担においてこれを原状に回復させることができる。

(撤去)

第7条 道路環境の変化等により、道路反射鏡の設置が第3条及び第4条の規定に該当しないと認められるに至ったときは、当該道路反射鏡を撤去することができる。

(施行期日)

この設置基準は、平成28年4月1日から施行する。

図 1

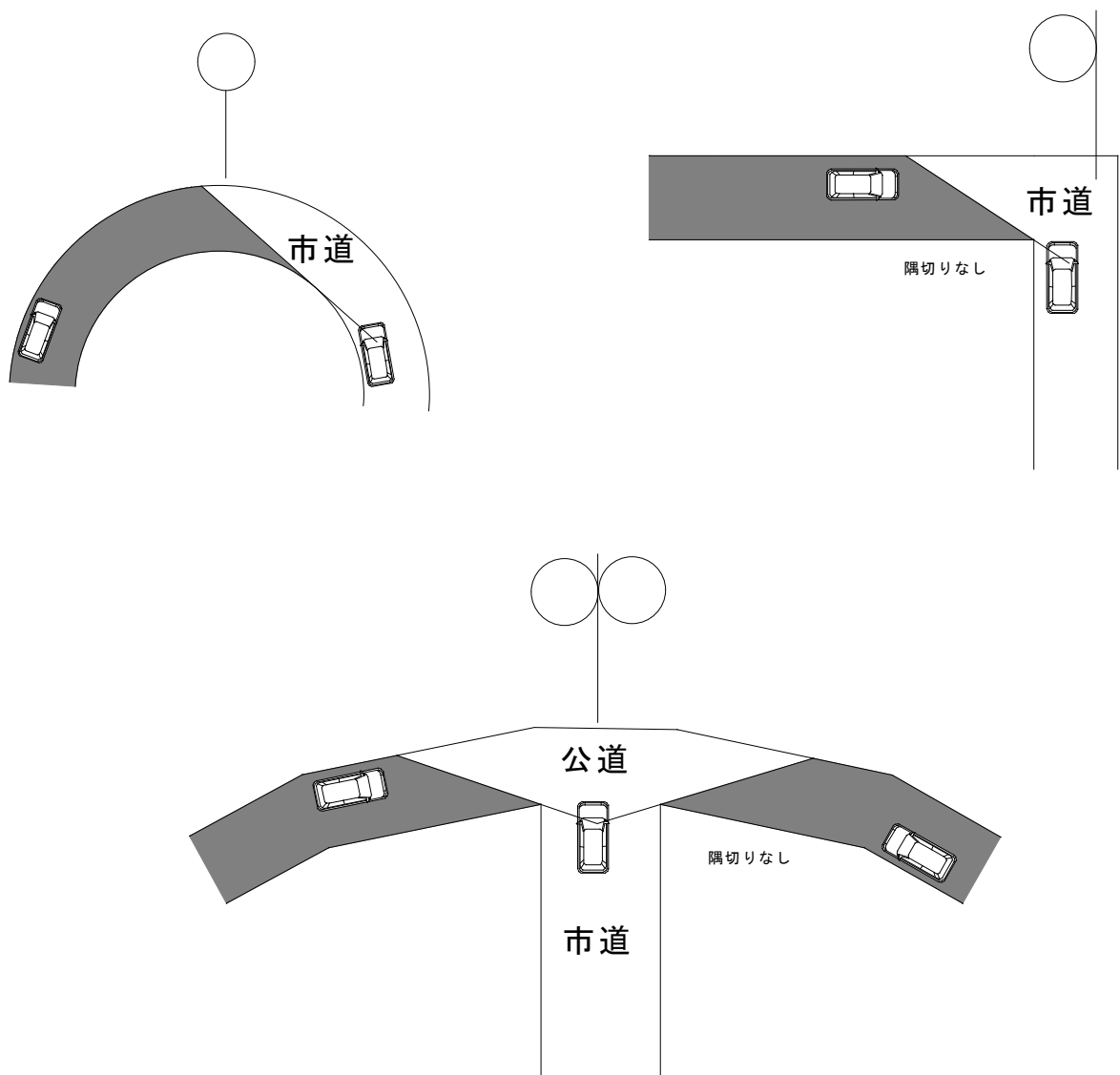


図 2

